

# 社協スタッフ募集

福祉の職場で働きたい方、地域福祉事業活動を担っていく方を募集しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

- 職 種 保健師・看護職員・ケアマネジャー・介護職員・ホームヘルパー・管理栄養士
- 勤 務 先 市内各事業所 ※なお、勤務地については、相談により決定いたします。
- 待 遇 当会給与規程に基づき決定いたします。  
パートタイムでの勤務可。※勤務時間等、相談に応じます。
- 年齢／性別 不 問
- 応 募 電話連絡の上、履歴書・資格証(写し)を送付ください。
- 急 募 ●特別養護老人ホーム敬風園



60歳以上の方でも、元気でやる気満々の皆さん大歓迎です。  
 【業務内容】①利用者への寄り添い ②入浴後の整容 ③食事介助など  
 【勤務時間】ご相談に応じます。短時間でも勤務可能です。

## 【連絡先／応募書類送付先】

社会福祉法人 大崎市社会福祉協議会 職員厚生課  
 〒989-6154 宮城県大崎市古川三日町二丁目5-1  
 (大崎市古川保健福祉プラザ 3階)

# ☎0229-21-0550



お気軽に  
お問い合わせ  
ください。



## 新規学卒者(令和4年3月卒業)職員募集も 行っております。

- 募集職種 福祉事業従事職員 他
- 業務内容
  - ・各地域における福祉サービスの提供、各種事業の企画・実施等、地域福祉活動推進業務。
  - ・デイサービスセンター
  - 特別養護老人ホーム、グループホーム等において、機能訓練、介護業務全般、生活支援業務全般。
- 募集期間 令和3年7月1日(木)～令和4年1月31日(月)までの期間

ご応募、  
お待ちしております。



詳しくは、HPをご覧ください。

# 「志田ヘルパーステーション」開所いたしました

令和3年4月1日より「松山ヘルパーステーション」は「鹿島台ヘルパーステーション」と統合し事業所名称も変更となり「志田ヘルパーステーション」となりましたのでお知らせいたします。

これまで通りにご利用者様へのサービス提供に努めて参りますことを申し添えさせていただきます。今後とも引き続き、本会事業にご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## 志田ヘルパーステーション

〒987-1304 大崎市松山千石字広田11（松山保健福祉センターさんさん館内）  
TEL 0229-55-4546 / FAX 0229-55-4548



## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金(特例貸付)のご案内

大崎市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金特例貸付の申込を受付けています。(※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。)

受付期間：令和3年8月末まで(令和3年8月1日時点)

### 生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）

- 貸付対象 大崎市に住所を有し新型コロナウイルス感染症の影響を受け、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。  
※生活保護受給世帯及び債務整理中(弁護士へ依頼中)の方は対象外となります。
- 貸付内容
  - ①貸付上限額 原則として一世帯につき10万円。  
ただし以下の場合は一世代につき20万円までの貸付も可能。
    - (ア) 世帯員の中に 新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
    - (イ) 世帯員に要介護者がいるとき。
    - (ウ) 世帯員が4人以上いるとき。
    - (エ) 世帯員に又はiの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
      - I 新型コロナウイルス感染症拡大予防策として、臨時休業した小学校等に通う子。
      - II 風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子。
    - (オ) 世帯員に個人事業主等がいる等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
    - (カ) 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合。
  - ②据置期間 貸付の日から1年以内
  - ③償還期限 据置期間経過後2年以内
  - ④貸付利子 無利子償還期限後は残元金に対して延滞利子年利3.0%

### 生活福祉資金総合支援資金（特例貸付）

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯  
※生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）の貸付が決定している方  
※世帯の状況や連絡先等、緊急小口資金の際に記載した内容と異なる点がある場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 貸付内容
  - ①貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内  
(単身) 月15万円以内
  - ②貸付期間 原則3月以内
  - ③据置期間 貸付の日から1年以内
  - ④償還期限 据置期間経過後10年以内
  - ⑤貸付利子 無利子 償還期限後は残元金に対して延滞利子年利3.0%
  - ⑥保証人 不要
- 留意事項 総合支援資金の申し込みに当たって、お住いの地区を担当する生活困窮者自立相談支援事業所への相談は不要ですが、貸付決定後に生活困窮者自立相談支援事業所による支援を受けることが必要となる場合があります。償還期間中、民生委員との関わりが必要となります。

### お問い合わせ

#### ●最寄りの大崎市社会福祉協議会各支所

※新型コロナウイルス感染症の影響による減収の状況等について聞き取りさせていただき、ご準備いただくものについてご説明します。

※受付時間 月曜日～金曜日（土日祝日除く） 午前9：00～午後4：00